

福生市立福生第二中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称及び所在)

第 1 条 本会は、福生市立福生第二中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、保護者と教員が協力して、家庭、学校、社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒及び青少年の教育と福祉のために活動を行う他の団体及び機関と協力する。
- (2) いかなる政党や宗教にも属さず、本会の名称や役員名は営利目的や公私の選挙等に利用しない。また、利用されない。
- (3) 学校の管理や人事に干渉しない。
- (4) 国及び地方公共団体の適正な教育予算の確保と充実を図るために努力する。

(活 動)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 保護者と教員の研修に努める。
- (2) 家庭と学校の密接な連絡を図る。
- (3) 会員相互の理解を深める。
- (4) 教育環境及び生徒の生活環境の整備・向上に努める。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動を行う。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- (1) 本校生徒の保護者。
- (2) 本校に在職する講師を除く常勤の教員。

(会費の納入)

第 6 条 本会の会員は一家庭毎に毎年定額の会費を納めるものとし、金額は第 2 2 条に定める。

(関係団体の会員)

第 7 条 本会の会員は福生市立小中学校 P T A 連合会及び関係団体の会員になることができる。

第 2 章 機 関

(機関の名称)

第 8 条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総 会)

第 9 条 定期総会と臨時総会の 2 種とし、会長が招集する。

2 定期総会は、毎年 5 月末日までに招集しなければならない。

3 臨時総会は、常任委員会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、速やかに招集しなければならない。

(総会の権限)

第10条 総会は、本会最高の議決機関であって、全会員で構成し、委任を含めて会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会は、次の事項を審議し、過半数によって決する。なお、賛否同数の場合は議長が決する。ただし、第4号については、3分の2以上の同意を必要とする。

- (1) 会務報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 本部役員
- (4) 会員及び会則の制定並びに改廃

3 前項第4号に係わる議案を総会に提出しようとするときは、総会開催当日の7日前までに、その内容を全会員に対して周知しなければならない。

(総会の議長)

第11条 総会には、議長1名を置く。また、必要に応じて副議長を置くことができる。

2 総会議長、副議長は、本部役員を除く会員の中から選出する。

(常任委員会)

第12条 総会に次ぐ議決機関であって、本部役員及び常任委員で構成する。

2 会長が招集する。

3 常任委員の選出及び任務については、細則に定める。

(専門委員会)

第13条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 支部長委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 事業・校外生活委員会
- (4) 本部役員等候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）
- (5) 特別委員会（常任委員会の決定を経た上で、必要に応じて設置するものとする。）

2 専門委員会は、各委員長が招集する。

3 専門委員の選出及び任務については、細則に定める。

第3章 本部役員等

(本部役員)

第14条 本会に次の本部役員（以下「役員」という。）を置き、会員の中から選出する。ただし、他の委員を兼任することはできない。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 3～4名 (保護者3名以内、教員1名)
- (3) 会計 3～4名 (保護者3名以内、教員1名)
- (4) 書記 3～4名 (保護者3名以内、教員1名)

(役員の選出)

第15条 役員は、別に定める本部役員等選考規程により選出するものとし、役員候補者は総会の承認を経て就任する。

(役員の任務)

第16条 役員の任務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 会長は、総会及び常任委員会を招集するとともに、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(3) 会計は、本会の会計事務を取り扱い、帳簿の保管に当たり、年1回以上会計監査員の監査を受け、定期総会において会計報告を行う。

(4) 書記は、総務、常任委員会の議事を記録するとともに、会議録の保管に当たり、本会の運営に必要な一切の庶務を行う。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計監査員)

第18条 会計監査員は、保護者から2名、教員から1名を選出するものとし、選出及び任期については、役員の規定に準じる。

(学 校 長)

第19条 学校長は、役員及び委員となることはないが、いずれの会議にも出席し、発言することができる。

第4章 会 計

第20条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。なお、本会の資金は第4条の活動以外の目的で使用してはならない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第22条 本会の会費は年額1,800円とする。

2 年度途中の転入・転出者については、転出入日を基準日として起算した会員の在籍期間に応じ、次に定める区分による会費を納入するものとする。

(単位：円)

区 分	転入 (集金)	転出 (返金)
30日未満の場合	0	1,800
30日以上180日未満の場合	900	900
180日以上の場合	1,800	0

第5章 雑 則

(会費の免責)

第23条 会費の免責については、細則に定める。

(委 任)

第24条 この会則に定めるものの他、必要な事項は細則に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和2年度定期総会開催日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 当分の間、第14条に定める本部役員の選出人数については、第15条に規定する本部役員の選出に基づき、総会にて承認した人数とする。

福生市立福生第二中学校 P T A 細則

(趣 旨)

第 1 条 福生市立福生第二中学校 P T A 細則（以下「細則」という。）の施行については、会則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(支部 P T A の設置)

第 2 条 会則第 2 条の目的達成のために、次に定める支部 P T A を置く。

- (1) 本町支部 P T A
- (2) 本七支部 P T A
- (3) 本八第一支部 P T A
- (4) 本八第二支部 P T A
- (5) 加美支部 P T A
- (6) 永田支部 P T A
- (7) 長沢支部 P T A
- (8) 加美平支部 P T A
- (9) 武蔵野台支部 P T A
- (10) 二中学区外の会員については、もっとも距離的に近い支部に所属することができる。

(常任委員会)

第 3 条 定例会と臨時会の 2 種とし、常任委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 定例会は、原則として毎月開催する。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき、又は常任委員の 3 分の 1 以上の請求があったときに開催する。

(常任委員の選出)

第 4 条 会則第 13 条に規定する専門委員会のうち、次の委員を常任委員とする。

- (1) 第 1 号に規定する支部長委員会の全委員。
- (2) 第 2 号から第 4 号に規定する専門委員会の正副委員長。
- (3) その他常任委員会で承認された第 5 号に規定する委員。

(常任委員の任務)

第 5 条 常任委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 専門委員会において、企画立案された事業計画等の審議決定を行う。
- (2) 総会の決定事項の実現を図る。
- (3) 総会の提出議案を作成し、総会に諮る。
- (4) 本会の運営に疑義が生じた場合に、協議調整機関としての役割を担う。
- (5) その他本会運営に必要な活動を行う。

(専門委員の選出)

第 6 条 専門委員の選出及び選出人数は、別表第 1 に定めるとおりとし、各委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

第 7 条 専門委員は、原則として他の委員を兼任する事ができない。ただし、在校世帯の減少その他やむを得ない事由がある場合は、兼任する事ができる。

2 前項後段の規定により委員を兼任する時は、常任委員会の承認を得るものとする。

(専門委員会の任務)

第 8 条 専門委員会の任務は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(議事の決定)

第 9 条 常任委員会及び専門委員会の議事・議案は、過半数によって決する。なお、賛否同数の場合は、議長又は委員長が決する。

(会費の納入減免)

第 10 条 会長が必要と認めた場合は、会費を減額又は免除することができる。

(帳 簿)

第 11 条 本会は、次の帳簿を保管する。

- (1) P T A 会費徴収簿
- (2) 会員名簿
- (3) 出納簿
- (4) 会議録

(団体保険)

第 12 条 会則第 4 条の活動中の事故により、傷害または賠償責任が生じたときのために、団体保険に加入する。

(旅 費)

第 13 条 会長が会務により出張した場合は、旅費を支給する。

(細則の改廃)

第 14 条 細則の改廃は、常任委員会が行うことができる。

- 2 細則を改廃した場合は、改廃後最も早く開催される総会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 28 年度定期総会開催日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 当分の間、第 6 条に定める専門委員の選出人数については、第 2 条に規定する支部 P T A からの選出に基づき、常任委員会が承認した人数とする。ただし、世帯数減少の場合この限りではない。

別表第 1（第 6 条関係）

委員会名	委員の選出	選出人数	委員会の任務
支部長委員会	・細則第 2 条に定める支部 P T A の 会員の中から選出する。 ・学校側から教員を選出する。	各支部 2 名 教 員 3 名 (各学年 1 名)	・各支部を総括し、会員相互の協力 体制の確立を図る。 ・各支部事業の積極的推進を図る。
広報委員会	・細則第 2 条に定める支部 P T A の 会員の中から選出する。 ・学校側から教員を選出する。	各支部 1 名 教 員 1 名	・会報の編集発行を行う。 ・本会活動の P R を行う。
事業・校外生活 委員会	・細則第 2 条に定める支部 P T A の 会員の中から選出する。 ・学校側から教員を選出する。	各支部 1 名 教 員 1 名	・生徒及び会員の福利厚生を図る。 ・会員の親睦を図り、文化的事業を 実施する。 ・会員の健康の保持増進を図る事業 を実施する。 ・学校の体育的行事に協力する。 ・生徒の校外生活に留意するととも に、学校の生活指導に協力する。
推薦委員会	別に定める本部役員等選考規程による。		
特別委員会	常任委員会が定める。		

* 上記選出人数は基本とし、その年の支部役員選出人数により人数の増減があるものとする。

福生市立福生第二中学校 P T A 本部役員等選考規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、福生市立福生第二中学校 P T A 会則（以下「会則」という。）に定めるもののほか、本部役員等（以下「役員等」という。）の選考に関し必要な事項を定め、円滑な P T A 活動を図ることを目的とする。

（推薦委員会）

第 2 条 役員等の選考のために、推薦委員会を置く。

2 推薦委員会の構成は次のとおりとし、会則第 1 3 条第 1 項第 1 号に規定する支部長委員会の委員がこれにあたる。

(1) 推薦委員長 1 名

(2) 推薦委員 若干名

3 学校側の役員等の選出は、学校長が行う。

（推薦委員会の任務）

第 3 条 推薦委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 役員等に適当な候補者を確保する。

(2) 選考過程及び結果を常任委員会及び総会に報告する。

(3) 当該年度の役員等と連絡調整を図る。

（秘密の保持）

第 4 条 推薦委員は、役員等の選考過程で知り得た個人の秘密を、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。また、推薦委員を退任した後も同様とする。

(会員の協力)

第 5 条 すべての会員は、円滑な役員等の選考のために、推薦委員会に協力するものとする。

(委 任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、常任委員会の承認を得て推薦委員長が定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 1 2 年度定期総会開催日から施行し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。